

令和8年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 8件	
1	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号):令和8年3月31日公布、一部を除き令和8年4月1日施行	<p>○改正理由 地方税法の一部改正(令和8年法律第2号)等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等を行うとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 源泉徴収を要しない公的年金等の支払を受ける者であって、障害者に該当する者等を有するものは、扶養親族等申告書を市長に提出しなければならないこと等とする。 2 固定資産税の免税点について、家屋にあつては20万円から30万円に、償却資産にあつては150万円から180万円に引き上げる。 3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を廃止する。 4 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長する。 5 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について見直しを行う。 6 電気軽自動車および天然ガス軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について、適用期限を2年間延長する。 7 地すべり防止区域内等の土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡等に該当しないものとみなすこととする。 8 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 公布の日から。ただし、1、3および4は令和9年1月1日から、2は同年4月1</p>

日から、7は令和10年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

2 あきた芸術劇場条例の一部を改正する件

○改正理由

あきた芸術劇場の利用料金の適正化を図るとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 ホールの利用料金の限度額を次のように改める。

区分		利用料金の限度額（円）						
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	9時前22時後1時間につき
大ホール（舞台および全客席を利用する場合）								
入場料を徴収しない場合	平日	42,900	57,000	68,500	99,900	125,600	168,300	20,500
	土日・休日	51,300	68,500	82,100	119,900	150,700	201,900	24,700
入場料1,000円以下	平日	51,300	68,500	82,100	119,900	150,700	201,900	24,700
	土日・休日	61,700	82,200	98,600	143,800	180,800	242,400	29,700
入場料1,000円超3,000円以下	平日	68,600	91,400	109,600	160,000	201,000	269,200	33,000
	土日・休日	82,200	109,600	131,500	191,800	241,100	323,100	39,400
入場料3,000円超5,000円以下	平日	90,000	119,900	143,900	209,900	263,800	353,400	43,200
	土日・休日	107,900	143,900	172,500	251,700	316,400	424,100	51,800
入場料5,000円超7,000円以下	平日	111,500	148,500	178,200	260,000	326,700	437,500	53,400
	土日・休日	133,600	178,200	213,700	311,700	391,800	525,100	64,100
入場料7,000円超	平日	132,900	176,900	212,500	309,900	389,500	521,700	63,800
	土日・休日	159,200	212,500	254,700	371,600	467,100	626,100	76,400
大ホール（舞台および1階客席のみを利用する場合）								
入場料を徴収しない場合	平日	34,300	45,600	54,700	79,900	100,400	134,600	16,500
	土日・休日	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500	19,800
入場料1,000円以下	平日	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500	19,800
	土日・休日	49,300	65,700	78,900	115,100	144,700	193,900	23,700
入場料1,000円超3,000円以下	平日	55,000	73,000	87,600	128,000	160,700	215,400	26,400
	土日・休日	65,800	87,600	105,200	153,500	192,900	258,600	31,600
入場料3,000円超5,000円以下	平日	72,100	95,900	115,000	167,900	210,900	282,800	34,500
	土日・休日	86,400	115,000	138,100	201,500	253,200	339,300	41,400
入場料5,000円超7,000円以下	平日	89,300	118,600	142,400	208,000	261,100	350,100	42,700
	土日・休日	107,000	142,400	171,000	249,400	313,500	420,200	51,300
入場料7,000円超	平日	106,400	141,500	169,800	247,900	311,400	417,400	51,000
	土日・休日	127,600	169,800	203,900	297,400	373,700	500,900	61,200
中ホール（舞台および全客席を利用する場合）								
入場料を徴収しない場合	平日	21,500	28,800	34,500	50,300	63,300	84,700	10,400
	土日・休日	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400

入場料1,000円	平日	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400
以下	土日・休日	31,000	41,400	49,700	72,400	91,000	121,900	14,900
入場料1,000円	平日	34,500	46,200	55,300	80,600	101,400	135,500	16,600
超3,000円以下	土日・休日	41,300	55,300	66,200	96,600	121,400	162,600	19,900
入場料3,000円	平日	45,300	60,600	72,600	105,800	133,100	177,800	21,700
超5,000円以下	土日・休日	54,300	72,600	86,900	126,800	159,300	213,500	26,000
入場料5,000円	平日	56,100	75,000	89,800	131,000	164,700	220,200	27,000
超	土日・休日	67,200	89,800	107,500	157,000	197,300	264,300	32,300
中ホール（舞台および1階客席を利用する場合）								
入場料を徴収	平日	17,200	22,900	27,600	40,200	50,600	67,700	8,300
しない場合	土日・休日	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
入場料1,000円	平日	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
以下	土日・休日	24,900	33,200	39,900	58,000	73,000	97,600	11,900
入場料1,000円	平日	27,700	36,800	44,200	64,400	80,900	108,400	13,300
超3,000円以下	土日・休日	33,300	44,200	53,200	77,400	97,300	130,200	16,000
入場料3,000円	平日	36,300	48,200	58,000	84,500	106,200	142,300	17,400
超5,000円以下	土日・休日	43,600	58,000	69,800	101,600	127,800	170,900	21,000
入場料5,000円	平日	44,900	59,800	71,800	104,700	131,500	176,200	21,500
超	土日・休日	54,100	71,800	86,400	125,800	158,100	211,600	25,900
小ホールA								
入場料を徴収	平日	8,100	10,800	12,900	19,000	23,800	31,900	3,900
しない場合	土日・休日	9,700	12,900	15,600	22,700	28,600	38,200	4,700
入場料を徴収	平日	12,200	16,300	19,400	28,600	35,800	47,800	5,900
する場合	土日・休日	14,700	19,400	23,400	34,200	42,900	57,400	7,000
小ホールB								
入場料を徴収	平日	6,800	9,000	10,700	15,800	19,800	26,400	3,300
しない場合	土日・休日	8,100	10,700	12,900	18,900	23,700	31,600	3,900
入場料を徴収	平日	10,200	13,500	16,100	23,700	29,700	39,600	4,900
する場合	土日・休日	12,200	16,100	19,400	28,300	35,600	47,500	5,900

備考

- 1 この表に定める利用料金の額は、利用料金の額の総額（秋田県条例の規定により利用料金の基準とされることとなる利用料金の額に、この条例の規定により利用料金の基準とされる利用料金の額を加えて得た額をいう。）とする。
 - 2 9時前の利用時間もしくは22時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらを1時間として計算する。
 - 3 この表において「入場料」とは、利用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 研修室、創作室、楽屋および練習室の利用料金の限度額を改める。

<p>3 ホールを利用する者は、9時前又は23時後の時間に研修室、創作室又は練習室を利用することができることとするとともに、その場合における利用料金の限度額の算定等について規定する。</p> <p>4 研修室、創作室、練習室等を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額の算定について規定する。</p> <p>5 ホール等の舞台設備、照明設備、音響設備、映像設備等の利用料金の限度額を改める。</p>	<p>○施行期日等 令和9年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>3 秋田市印鑑条例の一部を改正する件 ・電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）：令和7年5月28日公布、一部を除き公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行</p>	<p>○改正理由 電気通信事業法の一部改正（令和7年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>4 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）：令和8年3月16日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和8年内閣府令第10号）に伴い、保育所等における保育士の数の算定等に係る運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所および小規模保育事業所A型等における保育士の数の算定に当たっては、理学療法士等で子育てに関する知識および経験を有するもの（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り保育士とみなすことができることとする。 2 保育士とみなされた看護師等が保育を行うに当たって当該看護師等の支援を行う保育士から、保育士とみなされた特定理学療法士等を除くこととする。 3 保育士の数に関する基準の対象となる者に特定理学療法士等を加える。 4 保育士とみなされた特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う

5 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する件

・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）：令和7年6月18日公布、一部を除き令和8年4月1日施行

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和8年内閣府・文部科学省令第2号）：令和8年3月2日公布、令和8年4月1日施行
・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和8年内閣府・文部科学省令第4号）：令和8年3月16日公布、一部を除き令和8年4月1日施行

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和8年内閣府・文部科学省告示第1号）：令和8年3月2日公布、令和8年4月1日適用

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和8年内閣府・文部科学省告示第2号）：令和8年3月16日公布、一部を除き令和8年4月1日適用

場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、保育士による支援を受ける体制を確保しなければならないこととする。

5 その他規定を整備する。

○施行期日

公布の日から

○改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和8年内閣府・文部科学省令第2号）等に伴い、幼保連携型認定こども園等における学級の編制の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 幼保連携型認定こども園および認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）における1学級の園児数の基準を35人以下から30人以下とする。
- 2 幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員等に主務保育教諭を加えること等とする。
- 3 幼保連携型認定こども園および認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、1人に限り、特定理学療法士等をもって代えることができることとする。
- 4 現に幼保連携型認定こども園において主務養護教諭として勤務している者および認定こども園において養護をつかさどる主務教諭として従事している者は、園児の教育および保育に直接従事する職員に代えることができないこととする。
- 5 園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準の対象となる者に特定理学療法士等を加える。
- 6 園児の教育および保育に直接従事する職員とみなされた理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該職員による支援を受ける体制を確保

	<p>しなければならぬこととする。</p> <p>7 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>6 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和8年内閣府令第10号):令和8年3月16日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令(令和8年内閣府・文部科学省令第4号):令和8年3月16日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p> <p>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和8年内閣府・文部科学省告示第2号):令和8年3月16日公布、一部を除き令和8年4月1日適用</p>	<p>○改正理由</p> <p>保育所等における職員の配置基準に係る経過措置の適用期限を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 当分の間適用することとしている保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所A型等および認定こども園における満3歳以上の幼児等に対し保育を提供する保育士等の配置基準に係る経過措置について、満3歳以上満4歳に満たない幼児等に係る経過措置の適用期限を令和10年3月31日までとする。</p> <p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
<p>7 秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例を設定する件</p>	<p>○設定理由</p> <p>市道に係る沿道区域の指定に関する基準および届出対象区域の区域内における工作物の設置の届出(以下「設置届出」という。)等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>1 沿道区域の指定は、道路の沿道における地形等を勘案して、道路の沿道の工作物等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと等とする。</p> <p>2 届出対象区域の指定の公示は、届出対象区域および沿道区域の存する土地の所</p>

	<p>在地等の事項について行うこと等とする。</p> <p>3 1 および2のほか、届出対象区域の区域内において工作物の設置に関する行為をしようとする者が市長に届け出なければならない事項、設置届出を要しない行為、設置届出に係る事項のうち変更の届出を要する事項等について規定する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>8 秋田市立学校設置条例の一部を改正する件</p> <p style="text-align: center;">「 単 行 案 」 11件</p> <p>9 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）：令和8年3月31日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 学びの多様化学校としてみらい学園小学校およびみらい学園中学校を設置するとともに、飯島小学校および下新城小学校の統合に伴い下新城小学校を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 みらい学園小学校およびみらい学園中学校の名称および位置を定める。 2 下新城小学校を廃止する。</p> <p>○施行期日 規則で定める日から。ただし、2は、令和9年4月1日から</p> <p>○地方税法の一部改正（令和8年法律第2号）等に伴い、秋田市市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 令和8年3月31日</p> <p>○改正要旨 1 三輪以上の軽自動車の取得者に課する軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とした。 2 軽自動車税の環境性能割に係る規定を削った。 3 その他規定を整備した。</p> <p>※専決処分した理由 地方税法の一部改正等に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急</p>

<p>10 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）：令和6年6月12日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p> <p>・地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）：令和8年3月31日公布、一部を除き令和8年4月1日施行</p>	<p>を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p> <p>○地方税法施行令の一部改正（令和8年政令第83号）等に伴い、秋田市国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和8年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を加えた。 2 子ども・子育て支援納付金課税額は、被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に18歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、その税率等について規定した。 3 基礎課税額の限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額の対象となる総所得金額等の基準額を改めた。 <p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>11 秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p>	<p>○秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和8年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市立学校において実施する学校給食に係る学校給食費について、規則で定める保護者からは徴収しないこととした。 2 その他規定を整備した。 <p>※専決処分した理由</p> <p>国の「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）」に基づく支援が開始されること等に伴い、学校給食費の徴収</p>

		等に係る条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
12	秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更する件	○旧河辺町区域において新規に事業を実施するため、秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更しようとするもの ※提出根拠法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項
13	秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事請負契約を締結する件	○秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市土崎港西一丁目9番1号 ・契約金額 194,040,000円 ・契約先 羽後設備株式会社 ・工期 令和9年6月30日まで ・工事概要 機器設備等 一式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
14	普通河川古川河川改修工事請負契約を締結する件	○普通河川古川河川改修工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市牛島西三丁目地内 ・契約金額 229,570,000円 ・契約先 中田・加藤特定建設工事共同企業体 ・工期 令和9年3月26日まで ・工事概要 整備延長 L=105.8m ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
15	秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事請負契約を締結する件	○秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市新屋栗田町24番1号 ・契約金額 320,100,000円 ・契約先 住建・秋田舗道・ヤマリ特定建設工事共同企業体 ・工期 令和9年3月26日まで ・工事概要 グラウンド等整備工事 一式

		※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
16	化学消防ポンプ自動車を購入し入れる件	<p>○化学消防ポンプ自動車を購入し入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 91,300,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和9年3月26日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 化学消防ポンプ自動車Ⅱ型 全長 7,400mm以下 全幅 2,400mm以下 乗車定員 6名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
17	水槽付消防ポンプ自動車を購入し入れる件	<p>○水槽付消防ポンプ自動車を購入し入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 85,910,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和9年3月26日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 全長 7,400mm以下 全幅 2,400mm以下 乗車定員 6名 積載水量 2,500リットル <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
18	小型動力ポンプ積載車を購入し入れる件	<p>○小型動力ポンプ積載車を購入し入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 25,740,000円 ・契約先 東北物産株式会社 ・納期 令和9年3月12日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 小型動力ポンプ積載車 数量 5台

		<p>全 長 3,400mm以下 全 幅 1,480mm以下 乗車定員 4名 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p> <p>○救急自動車を買入れようとするもの ・納品場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎27番地1 秋田南消防署河辺分署 ・契約金額 26,015,000円 ・契 約 先 株式会社相場商店 ・納 期 令和9年3月19日まで ・主要諸元 条 件 高規格救急自動車 全 長 5,800mm以下 全 幅 2,050mm以下 乗車定員 7名 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
	<p align="center">「 予 算 案 」 1 件</p>	
20	<p>令和8年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件</p> <p align="center">「 追 加 提 案 」</p> <p align="center">「 人 事 案 」 20件</p>	<p>○資料別紙</p>
21	<p>秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価員齋藤一洋氏の辞任（令和8年6月26日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ※提出根拠法：地方税法第404条第2項</p>
22 ～ 40	<p>秋田市農業委員会委員の任命について同意を求める件（19件）</p>	<p>○農業委員会委員19名の任期満了（令和8年7月19日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの ・任期3年 ※提出根拠法：農業委員会等に関する法律第8条第1項</p>